

## 平成30年度 華南園事業計画

### 【選ばれる施設づくり】

#### ◎ 施設運営の基本的考え方

- 障害者が、その有する機能や適性に応じて、できる限り自律した日常生活や社会生活を営むことができるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、利用者の人権や意思を尊重し、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安心・安全の確保に努める。  
また、「利用者・職員の活き活きした笑顔に会いたい」をモットーに、「安心して生活できる居心地の良い華南園」を目指した施設づくりをしていく。
- 在宅の障害者やその家族に対しては、各相談支援事業所との連携を図りながら、障害に合わせた日中活動の提供や緊急時の受け入れを積極的に行い、在宅サービスの充実を図る。
- 将来の改築整備に向けて、基本方向を決定できるよう引き続き調査・研究を行う。

#### ◎ サービス提供の基本方針

##### 1 利用者本位のサービス提供

###### (1) 利用者を尊重する姿勢

###### ア 基本姿勢

サービスの提供に当たっては、常に利用者の立場に立ち、利用者が意思決定しやすいように利用者との信頼関係の構築に努め、主体的な活動や日常生活の自律に向けた支援などを行うとともに、家族や関係者等に対しては、常に誠意をもって丁寧な接遇に努める。

###### イ 基本人権への配慮

利用者一人ひとりの個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）を十分理解し、基本的人権の尊重について常に確認・意識しながらサービスを提供するとともに、特に入浴や排泄のケアをはじめ様々な場面でプライバシーの保護について徹底する。

また、平成28年4月施行された障害者差別解消法についても、引き続き国が策定した対応指針に基づき、必要な対応に努めていく。

###### ウ 身体拘束廃止・虐待防止の取組

常に日常的なケアの見直しを通じてPTと連携を図りながら、「身体拘束ゼロ」に向けた取組を進めるとともに、生命保護・安全確保上、緊急やむを得ないと判断される場合にあっても、必要最小限にとどめることとする。

また、「障害者虐待防止法」、当事業団の「職員行動規範」等に基づく虐待防止の取組について、全職員に対し「障害者虐待防止チェックリスト」を活用した自己評価や会議・研修を行うなど様々な機会を通じて周知を図る。特に、昨年度改正した「虐待防止マニュアル」については、職員に周知徹底する。

さらに、職場環境の影響も大きいため、職員のメンタルヘルスにも留意し、職員が

相談しやすい風通しのよい職場づくりを進める。

**工 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の活用**

「地域福祉権利擁護事業」（県市町社会福祉協議会で実施：福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス）や成年後見制度について啓発するとともに、必要に応じて相談や調整等を実施する。

**(2) 利用者満足度の向上**

「利用者満足度調査」を引き続き実施し、改善すべき事項だけでなく、サービスをプラスに評価した意見を集約し、検討・工夫をしてより利用者が満足できるようにしていく。また、結果については、利用者との話し合おう会、保護者会等の場で公表するとともに、全職員が共有し、意見・要望を踏まえたサービスの改善に努める。

なお、この調査の調査票や実施方法等については、必要に応じて見直しを行う。

**(3) 利用者等が意見を述べやすい体制の確保**

**ア 利用者・家族からの意見・要望への対応**

利用者との話し合おう会や保護者会等の場を活用しながら、日ごろからのコミュニケーションを積極的に図ることで、利用者や家族からの意見・要望を積極的に聴き取るよう努める。また、利用者等からの意見や要望については、その内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなど迅速に対応するとともに、対応結果を利用者・家族にフィードバックして理解を得るよう努める。

**イ 苦情解決の取組**

利用者や家族、地域住民等からの苦情に対しては、その解決に向けて迅速かつ的確に対応する。また、苦情受付から解決・改善までの経過や結果を記録・掲示することにより職員・保護者で情報を共有するとともに、第三者委員（施設）にも報告し、第三者としての意見を聞きながらサービスの向上につなげていく。

## 2 サービスの質の確保・向上

**(1) サービスの質の充実**

**ア 個別性に配慮した支援**

利用者主体の個別性に配慮した支援に向けて、アセスメント能力を一層高め、一人ひとりのニーズに即した個別支援計画を利用者の変化等に応じ適宜作成し、適切なサービスの提供及び充実に努める。

**イ 健康管理**

利用者一人ひとりの健康管理や障害の特性、栄養管理、感染症予防については、全職員と情報共有し、徹底するなど、日常的に疾病予防対策に取り組むとともに、協力病院や嘱託医との連携を図りながら、疾病等の早期発見・早期治療に努める。

また、利用者の高齢化・重度化が進む中、利用者一人ひとりに即した情報の収集に努め、定期的なケアカンファレンスや随時ターミナルケアの検討を実施するなど、更なる医療機関との連携を密に図っていく。

さらに、経管栄養など喀痰吸引等の特定医療業務ができるよう、職員への研修参加を促していく。

**ウ 食事サービス**

利用者にとって、わくわくするような楽しい食事を提供するとともに、栄養ケアマネジメントにより利用者の身体状況・栄養状態・嗜好・希望等を考慮しながら、利用者一人ひとりに応じた食事を提供する。また、地産・地消の実践や旬の食材の使用、家庭的な雰囲気の小人数でのランチなど、安全で季節感のある変化に富んだ食事の提供に努める。

## 工 機能訓練

利用者の身体機能や障害に応じたりハビリテーション実施計画書を策定し、個別又は集団で日常生活における各種の機能訓練を実施する。

## 才 生活環境の向上

利用者一人ひとりの障害に応じた必要な設備の整備、個人の趣味等を取り入れた模様替えに取り組むなど、可能な限り個人の生活感のあふれる環境の確保に努める。

## 力 サービス選択の拡大

平成30年4月から始まる障害福祉サービス情報公表制度を活用し、利用者に様々な障害福祉サービスについて情報提供することで、一人ひとりのニーズに応じたサービスを選択できる機会を提供する。

## カ 新たなプログラムの研究・導入

利用者の高齢化・重度化が進む中、利用者が残存機能を維持しながら主体的な活動ができるよう、各職種と連携しながら生活リハビリや体操などの生活プログラムを検討していく。また、「終の棲家」として利用者が最期まで生活できるよう、医療機関との連携を強化しながら、一人ひとりに合った支援を模索していく。

## (2) サービスの評価

### ア 自己評価の実施

サービスの質の向上を図るため、各委員会を中心に組織的にふり返り、必要な改善につなげる。引き続き、必要に応じて評価項目等の見直しを行いながら、年1回、サービスの自己評価を実施する。

### イ 第三者の評価への取組

実習生・ボランティア等へのアンケートや昨年度の第三者評価の受審結果を検証し、改善することでサービスの質の向上を図る。

また、第三者機関「山口県社会福祉協議会」のホームページで公表された他施設の状況も参考にしながら、サービスの改善につなげていく。

## (3) サービスの適切な実施のための取組

### ア 各種業務マニュアルの充実

関連制度の改正、組織体制の変更、利用者の状況の変化等に応じて、適宜、新たなマニュアルの制定や既存マニュアルの内容の見直しを行い、より使いやすいマニュアルにしていく。

特に提供するサービスについては、職員によるサービスの格差をなくし、同一のサービスが提供されるようマニュアルを整備していく。

### イ サービス実施計画の策定・実施

多職種が連携・協働して的確なアセスメントを行い、利用者一人ひとりの個別性に配慮した個別支援計画を利用者の変化等に応じ適宜策定し、適切にサービスを提供していく。

### ウ サービス関連情報の共有化

個別支援計画、サービスの実施記録等については、支援ソフト（絆）を活用して作成し、関係職員による情報の共有を徹底することにより、サービスの均質化や質の向上を図る。

## 3 利用者の安全確保とリスク対策

### (1) 利用者の安全確保

#### ア 事故、感染症等に係るリスクマネジメントの推進

リスクマネジメントの観点に立って、各種マニュアルに基づき適切な対応を図るこ

ととする。

事故を未然に防止するために、ヒヤリ・ハットの事例を収集・分析し、KYT研修等により事故を予知・予見する能力の向上を図る。また、事故の再発を防止するために、迅速に事故の検証・要因分析・防止策を検討し、職員に周知できるシステムを構築する。

感染症については、感染症対策委員会を中心とし、常にその発生動向等に関する情報収集に努め、必要な予防対策を実施するとともに、感染症の集団発生時においては、関係行政機関の指導や嘱託医の指示による適切な蔓延防止対策を実施する。

特に新型インフルエンザ発生時には、平成28年度に策定した「事業継続計画（BCP）」に基づき、迅速かつ的確な対応を図る。

#### イ 食品の安全確保、衛生管理の徹底

平素から食品の安全に関する情報を収集し、食材の購入に当たっては、取引業者に安全確認を要請するとともに、検査時に産地や賞味期限等をチェックするなど、食品の安全確保に万全を期すこととする。

また、食材、厨房、居室等や委託業者の衛生管理を徹底することにより、食中毒や感染症の予防を図る。

#### ウ 施設・設備の点検及び修繕等の実施

施設内外のリスクの高い箇所の点検を定期的に行うとともに、腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等については日常の点検を徹底する。

点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、利用者の安全の確保を図るために、速やかに修繕等を行う。

### (2) 危機管理

#### ア 災害（火災、台風、地震等）等に係る対策の充実

消防・防災訓練や災害の種類に応じた避難訓練を継続実施するとともに、消防計画・防災マニュアル等については、隨時、必要に応じた見直しを行う。

特に、津波や洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設・避難促進施設として「防府市地域防災計画」に位置付けられたことから、避難確保計画（防災マニュアル）に基づき避難訓練を実施する。

また、平成26度に締結した防府市内の社会福祉施設間相互応援協定に加え、華の浦と防府総合支援学校との防災3者協議会など、関係団体との相互応援協定づくりに取り組むとともに、非常災害等に際しては、「防災マニュアル」・「事業継続計画（BCP）」や「事業団施設間相互支援実施要領」に基づき、迅速かつ的確な対応を図る。

#### イ 不審者対応の徹底

「不審者対応マニュアル」に基づき、さすまた等を利用した訓練の実施や、定期的な巡回を行うとともに不審者情報を察知した場合には、職員間で情報を共有し、利用者の安全確保を第一に、警察署等と連携して的確な対応を図ることとする。また、防犯カメラの設置について検討する。

## 【地域とともに歩む施設づくり】

### 1 地域福祉の拠点としての役割の発揮

#### (1) 関係機関・団体等とのネットワークづくり

市自立支援協議会、市障害福祉課、市内社会福祉施設、市内医療機関、市社会福祉協議会、防府総合支援学校等と、各種会議や日常的な情報交換等を通じて緊密な連携を図

り、より質の高いサービスの提供に努めるとともに、協働して地域福祉の課題の解決に取り組むこととする。また、関係医療機関との連携を強化し、入院中の障害者が在宅で充実したサービスが利用できるような体制づくりを行う。

#### (2) ニーズの変化に対応した在宅サービスの拡充

生活介護（通所）については、各相談支援事業者や関係機関と連携を図りながら受け入れるとともに、利用者や保護者との情報交換を密に行い、できる限り個別性を重視し、ニーズの変化にも対応できるサービスを提供する。

#### (3) セーフティネット機能の発揮

障害者（児）の緊急・困難ケースについて、短期入所や生活介護等により可能な限り受け入れるなど、関係機関や関係事業所等との連携の下、地域におけるセーフティネット機能を積極的に発揮していく。

#### (4) 地域貢献活動の積極的展開

地域における公益的な取組として、在宅の生活介護利用者の入浴料の減免や近隣の高齢者世帯等への配食サービスを引き続き実施するとともに、保護観察中の人たちが、社会に役立つ活動を行ったとの達成感や感謝されることでの自己有用感を感じ、社会のルールを遵守すべきことを認識する場を提供する。

また、昨年度から実施している地域のふれあい祭りにおける福祉体験や相談の実施に取り組むとともに、「高齢者・障害者に対する理解の促進」のため、中関地区民生委員・児童委員と連携を図りながら、年5回、家庭介護講習会を開催することで、施設の持っている福祉や介護に関する知識・技術等のノウハウを地域に還元していく。

#### (5) 災害時要配慮者に対する支援

非常災害時に、災害時要配慮者の福祉避難所として地域貢献できるようにするとともに、市内社会福祉施設連絡協議会加入施設間の非常災害時相互応援協定書に基づき、相互支援に向けて積極的に対応する。

## 2 地域交流・施設開放の推進

#### (1) 地域との相互交流機会の拡大

地域の公民館に広報を配布するなど地域の人々へのPRを行い、交流のきっかけ作りを行うとともに、地域社会の一員として地域での行事やイベント等への積極的な参画や、地域の人々の施設行事やボランティア活動への参加など、施設と地域の相互交流の機会を拡大する取組を進める。

#### (2) ボランティアの積極的な受入れ

専門学校や社会福祉協議会等による新規ボランティアの募集などの取組に加え、市教育委員会主催の「青少年ボランティア養成講座（体験学習）」を通じ、多様なボランティアの受入れを一層推進する。また、当事業団の他施設職員によるボランティアを受け入れることにより、事業団職員の協力体制を強化するとともに、他施設職員と地域住民やボランティアの交流の輪を広げていく。

#### (3) 施設・設備や専門的機能の開放

地域住民からの要請に応じ、会議室、設備・備品等の貸出しを行う。

また、地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等に専門職員を派遣し、地域との連携やPR活動を強化していく。

#### (4) 地域でのボランティア活動の実施

地元自治会や社会福祉協議会、社会福祉施設との連携の下、地域イベントに対する人的支援等による地域住民との積極的な交流などを図るため、利用者・職員によるボランティア活動を実施する。